

見積りの提出を求める方式の 試行について（関東地整試行）

国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

きた み ゆう じ
基準第一係長 北見 裕二

1. 背景

関東地方整備局（以下、「関東地整」という）では、工事入札において頻繁に発生している低入札受注、不落・不調に対応するため、新たな積算手法の検討を実施してきたところです。まず、低入札、不落・不調の原因はどのような理由が考えられるのか。低入札と不落・不調は相反する応札行動であり、低入札対策としては、平成18年12月に低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行により対策が打ち出されているものの、不落・不調については、具体的な対策が打ち出されて

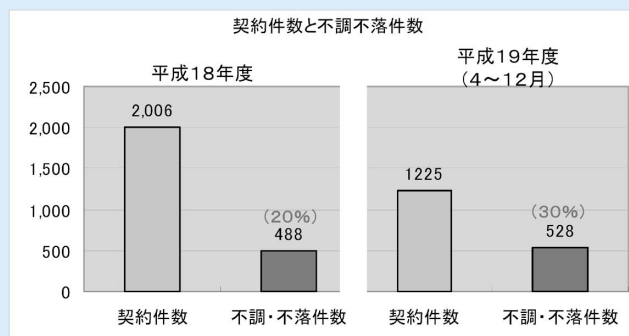
いない。このことから、主に不落・不調の対策として入札参加者から見積りの提出を求め、妥当性が確認できれば、予定価格に反映させる「見積りの提出を求める方式」を関東地整試行として、平成19年10月より本格的に実施しているところで

2. 関東地整の不落・不調の状況

関東地整の不落・不調の状況は、平成18年度から顕在化し、平成19年度は激増しています。

具体的には、平成18年度の不落・不調状況は全契約行為2,006件のうち488件（約2割）で発生

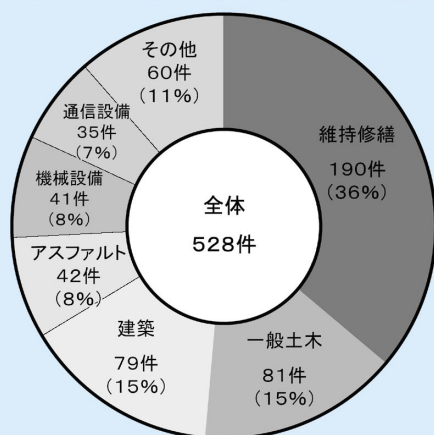
契約行為 1,753件のうち 契約件数 1,225件
不調・不落件数 528件



※ 上記は H18, 19ともに港湾除きの件数

図ー1 平成19年度の契約行為のうち、約30%が不調・不落

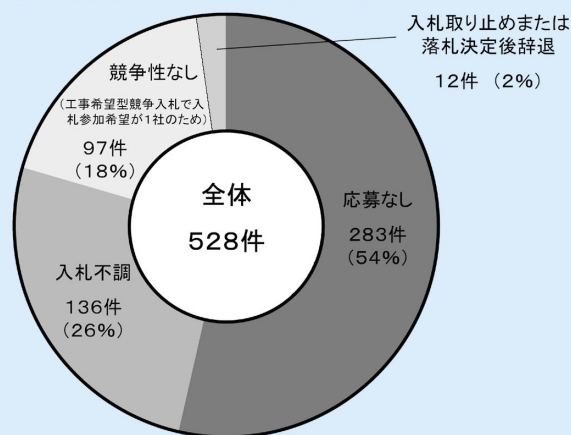
- ・不調不落の36%が維持修繕工事
- ・一般土木工事においても81件(15%)が不調不落



平成19年4月から12月の工種別不調不落の内訳

図-2 平成19年度の不調不落の工種別内訳

- ・不調不落の原因は、「入札参加者の応募がないため」が54%を占める。
- ・「予定価超過」(入札不調)が26%を占める。



平成19年4月から12月の不調不落原因の内訳

図-3 不調不落の原因

し、平成19年度は12月末現在で契約行為1,225件うち528件(約3割)で発生し、すでに平成18年度の不落・不調件数を超える状況となっています。

また、平成19年度の不落・不調状況を工事種別の割合で見ると、全不落・不調件数のうち維持修繕が35%(190件)を占め、次いで、一般土木14.9%(81件)、建築14.5%(79件)となっており、その他では、アスファルト舗装が7.7%(42件)、機械設備7.5%(41件)、通信設備(6.4%)となっています。

一方、不落・不調の要因は、大きく二つに分けることができ、一つは入札参加者がいない場合や工事希望型において応募者が1社のみで競争性が確保できないケースの(以下、「不調」という)「不調」、またもう一つは予定価格が折り合わないケースの(以下、「不落」という)があります。平成19年度の「不調」と「不落」の割合は、全体の約7割が不調、残る約3割が不落となっています。

不落・不調件数の定義

平成18・19年度とも、港湾除き

平成19年度(12月末現在)の契約行為件数、不落・不調発生件数は、12月末時点で不落・不調が確認できたものの速報値

3. 見積りの提出を求める方式(関東地整試行)の概要

関東地整における「見積りの提出を求める方式」は、原則、過去において不調・不落となった工事、もしくは不落・不調が多い同様の工事を対象として試行しています。また、見積りとして提出いただくものは、標準積算と実勢価格に乖離が見られる、あるいは考えられる工種について提出いただき、技術資料のヒアリングと一緒にその妥当性の検証の上、妥当性が確認できれば予定価格に反映することとしています。

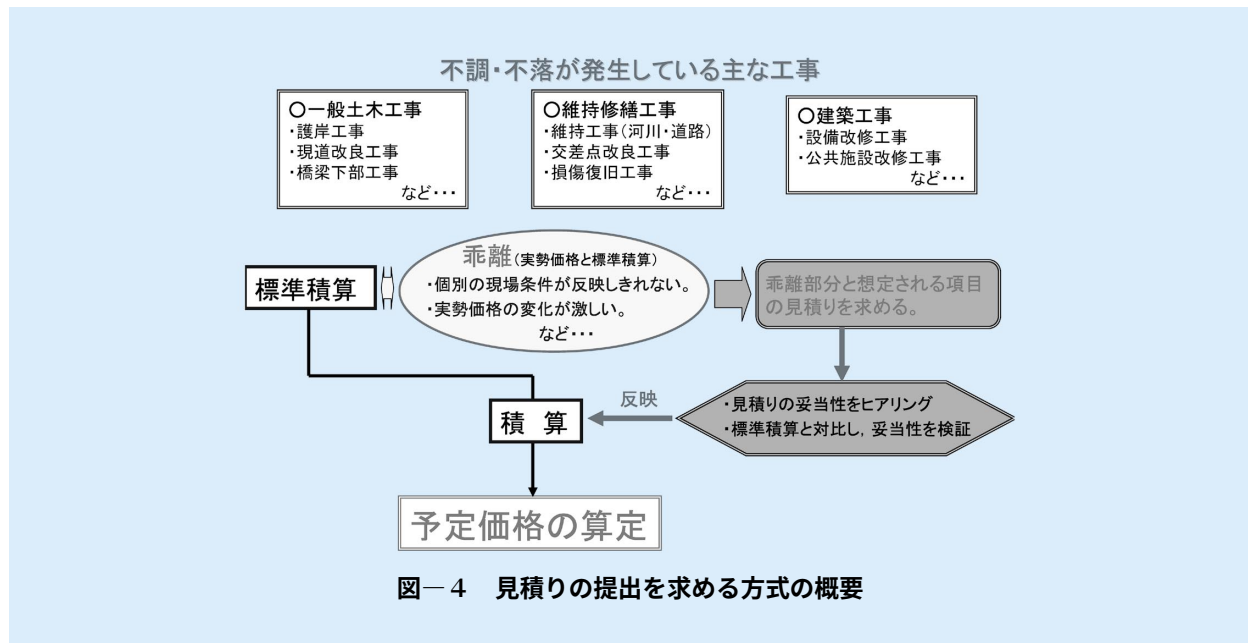
なお、見積りを求める工種については、過去の契約手続きにより提出された工事費内訳書と標準積算との比較や現場条件等により作業効率性が低下する工事等を勘案して選定しています。

また、見積りの提出を求める方式の対象工事は、予定価格を上回って不落札になった工事や応札者がまったくいない工事だけではなく、低入札により無効となった工事も対象とすることとしています。

本方式の概要

・対象工事

→原則、再手続き案件で標準積算と乖離があると考えられる工事

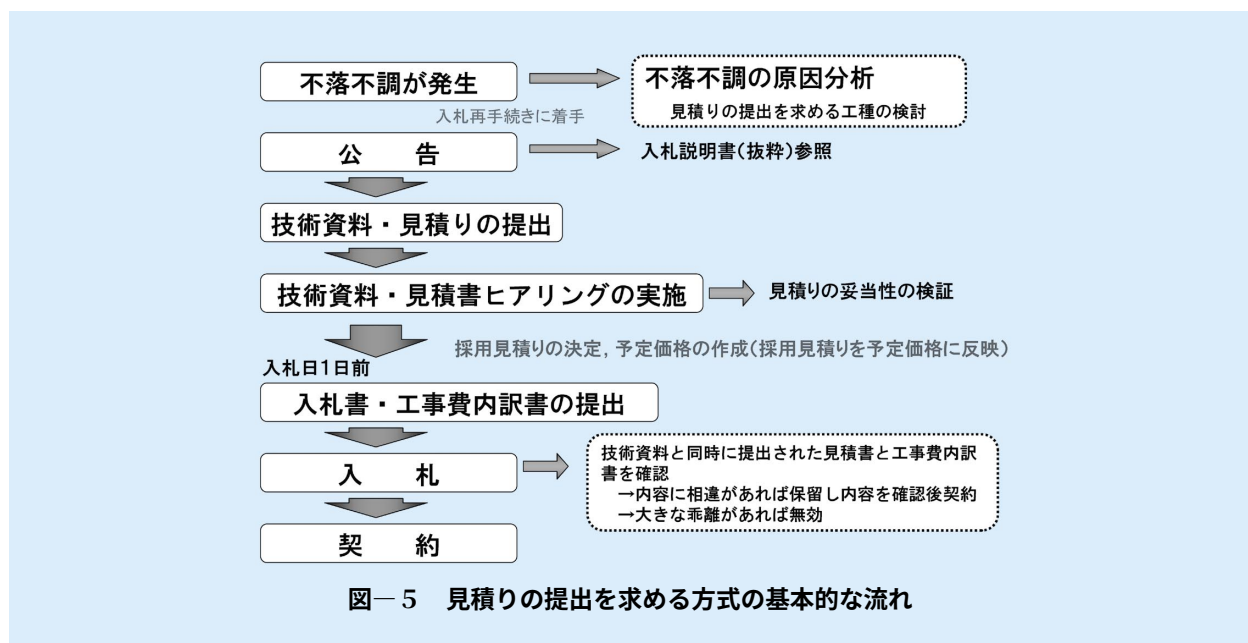


- ・入札方式
 - 原則、一般競争入札方式
 - 当面、ユニットプライス型積算方式対象工事は、対象外
- ・見積りの提出を求める工種
 - 過去の工事内訳書で標準積算と乖離があった工種
 - 現場条件等から標準積算と乖離が予想される工種
 - その他、上記以外の現場条件等から標準積算と乖離が予想される工種
- ・見積りの提出時期

- 見積りは、技術資料と同時に提出
- ・見積りの妥当性の確認
 - 技術資料のヒアリングを併せて見積りの妥当性を確認
 - 妥当性が確認されれば予定価格に反映

4. 見積りの提出を求める方式の流れ

見積りの提出を求める方式を試行する場合は、入札説明書等で見積りの提出を求める方式である旨を宣言するとともに、見積りの提出を求める工



表－１ 見積りの提出を求める方式の実施状況

	見積積算方式 予定件数	見積積算方式 公告済件数	手続き状況				入札結果 落札状況 ()書は見積りを採用
			見積り提出 期限件数	見積り未提出 (参加者なし)	見積り提出 済件数	入札手 続き中	
関東地整計	54	53	37	15	22	15	7(6)
アスファルト舗装	8	8	7	2	5	4	1(1)
維持修繕	20	20	13	7	6	6	
一般土木	5	5	2	1	1	0	1(1)
機械設備	1	1	1	0	1	1	
建築	8	8	6	2	4	2	2(2)
鋼橋上部	8	7	4	2	2	1	1(1)
電気設備	2	2	2	0	2	1	1
通信設備	2	2	2	1	1	0	1(1)

種を記載することとしています。また、入札・契約のスケジュールは、技術資料の提出時に見積りの提出を求めるとともに、技術資料のヒアリング時に見積りに関するヒアリングを行うことから、標準型と同様で対応可能と考えています。

ただし、技術資料と同時に提出された見積り価格と入札時に提出される工事費内訳書の価格とで大きな開きがあれば、入札を保留することとし、再度のヒアリングにより入札時の価格で工事の品質確保等が確認できれば契約することとしています。また、品質確保等が確認できない場合は入札を無効とすることとしています（本事項についてもあらかじめ入札説明書に記載しています）。

5. 見積りの提出を求める方式（関東地整試行）の試行状況

見積りの提出を求める方式の平成19年試行予定は、54工事を対象に行うこととしています。また、その工事の種別は、維持修繕、一般土木、アスファルト舗装、鋼橋上部、建築、機械設備、通信設備、電気設備を想定しています。

現時点の試行状況は、公告済み工事件数53工事、見積りの提出期限を経過した工事37工事、うち見積りの提出された工事が22工事（提出率59%）となっています。

6. 見積りの妥当性の検証手法について

見積りの妥当性の検証については、以下の手法により対応しています。なお、提出された見積りの妥当性が確認できない場合は参考としないこととしています。

- ・過去に同じような現場の実績がある場合はその時の契約実績を確認する
- ・今回の見積りを作成する上で関係企業との契約書等があればそれを確認する
- ・当該現場の制約条件が多く標準的な施工ができないとした場合は、作業効率が低下する具体的に事象等の説明を伺う 等

また、見積りの提出を求める方式により契約に至った工事については、当該工事の実勢価格を把握するため、価格動向調査および諸経費動向調査を実施します。

なお、価格動向調査については、見積りの提出を求めた工種について、実際に要した費用等を取引実績等により調査します。

また、諸経費動向調査については、間接費部分に要した費用を把握するとともに、現場条件等により通常の工事に比べ費用を要した部分等を調査したいと考えています。特に、都市部における重機の回送等に要する運搬費、現場事務所の営繕費、工事個所が点在することによる各種協議関連資料に要する費用、複数現場を有する現場の安全

見積りの採用は、ヒアリングによる妥当性の確認ができた場合としている。
また、工事完了後は、「フォローアップ調査（間接費等諸経費動向調査、価格動向調査等）」を実施し、次年度以降の積算基準に反映させることを検討。

●入札公告時に見積りの提出を求める工種を指定

●提出された見積りの妥当性を検証

【検証例】

- ・過去の契約実績（過去契約書）により確認。
- ・今回の見積り作成の根拠となる書類（下請業者の見積り）
- ・当該現場が、標準的な施工ができない現場である理由 等考慮し、見積りの採用を決める。

●妥当性が検証された見積りを予定価格へ反映

（注）見積りの提出を求めた、全てを採用するものではない。

図－６ 提出された見積りの妥当性検証

費、現場管理費等を把握したいと考えています。

7. 今後の課題

「見積りの提出を求める方式」の試行にあたっては、契約手続きの中で見積りの提出を求め予定価格に反映させる初めての試みであるため、業界への周知対応として各業界団体への説明会を開催するとともに、各工事ごとに公告と合わせ記者発表を行って来たところであります。しかしながら現時点の見積り提出率は約６割に留まり、残る４割は応募者がいない不調となっており、今後さらなる対応が必要と考えています。また、不落不調になる工事には、何度も契約手続きを行っているにもかかわらず契約に至らないものも多く、特に不調不落が多い維持修繕工事については、災害時などに第三者への甚大な被害を及ぼす恐れがある既存施設の補修等がメインとなる工事であることから、早急な対応が必要と考えています。

8. おわりに

今後は今年度実施した試行工事のフォローアップ調査を行い本方式の充実を図るととともに、個々の現場にあった予定価格の作成（実勢価格により近い予定価格の作成）等に努め、より不調・不落件数の軽減に努めて参りたいと考えています。

（フォローアップ調査）

- ・見積りを提出していただいた工事と見積りを提出いただけなかった工事の分析
- ・見積り価格と標準積算額の比較
- ・幾度の契約手続きを行っても契約に至らなかった工事の要因分析
- ・提出いただいた見積りの妥当性の確認手法の分析
- ・応募者なしの工事については業界団体等へのヒアリング 等